

## 路地状敷地の取り扱い基準

類 型	敷地の前面道路幅員が、既に6.0メートル以上を有しているなど道路の拡幅整備が不要であり、また、新たに道路を設置しないため、開発行為に該当しない場合	敷地の前面道路幅員が、6.0メートル未満のため道路の拡幅整備が必要な場合や、新たに道路を設置する場合など、開発行為に該当する場合
基 準	路地状敷地は2区画までとし、かつ、その路地状部分の幅員は2.5メートル以上を有すること	路地状敷地は1区画のみとし、かつ、その路地状部分の幅員は3.0メートル以上を有すること

(注意)

- 1 分筆後の公図写し及び地積測量図を提出すること
- 2 路地状部分に境界工を設置すること